専門家に 聞いてみた

| 今、知りたい! ||

主権者教育

主権者教育ってなに? なぜ今必要なの?

- ●主権者教育とは、「国や社会の問題を自分の 問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動 していく主権者を育成するもの」(総務省)な どと定義され、その目的は「単に政治の仕組み について必要な知識を習得させるにとどまらず、 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・ 協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題 解決を社会の構成員の一人として主体的に担う ことができる力を身に付けさせること」(文部 科学省)とされています。公職選挙法等の改正 により2016年に18歳選挙権がスタートしたこ とでクローズアップされるようになりました。
- ●18歳選挙権に関しては、とりわけ高校では、 文部科学省・総務省が作成して全国の高校生等 に配布した副教材『私たちが拓く日本の未来』 を使用した授業 (例:マニフェストの読み解き 方を学ぶ)や選挙管理委員会等を招いて模擬選 挙をするなど、さまざまな取り組みが報告され ています。
- ●主権者教育は学校教育のみではなく、家庭・ 地域など多様な主体も関わることが求められ、 私が所属する弁護士会でも、法律の専門家とし て主権者教育に関わる機会が増えました。例え ば、『救急車の有料化、あなたはどう思う?賛 成?反対?他に方法はないのかな?』という教 材は、選挙管理委員会と弁護士会のコラボ企画 としての模擬選挙を実施するために開発しまし た。また、弁護士会独自の中高校生向け企画と して、死刑廃止をテーマに模擬国会を行うなど、 さまざまな教育実践があります。

成年年齢の引き下げと

●明治時代以来、146年ぶりの民法の大改正に より、成年年齢が引き下げられました。2007 年に成立した国民投票法で憲法改正をする場合 の投票年齢が18歳以上となり、2016年には公 職選挙法が適用されるすべての選挙で選挙権が 18歳以上に拡大されたことが背景にあります。

18歳成年での大きな変化は〈保護者の同意 がなくても一人で有効に契約などができる〉こ とと 〈親権に服さなくてよくなる〉 の 2 つです。 未成年者取消権という"武器"が使えなくなるの で、悪徳商法など消費者被害に遭う若者が急増 することが懸念されており、お金にまつわるト ラブルに対処するために、**私法(契約に関する 法律**) を学習する必要性が急速に高まっていま す。関連して少年法が改正され、18歳・19歳の 少年少女が「特定少年」と位置づけられ厳罰化 の方向に大きく舵が切られたことも要注目です。

このように、18歳成年が始まると、生徒に とっては責任を伴う法律行為の主体として実社 会に関わる場面が一気に広がります。そのため、 社会の中で自立し、他者と連携・協働して社会 に参画する力を育む主権者教育の充実は、生徒 が社会を生き抜くために喫緊の課題なのです。

18歳(成年)になったらできること 20歳になったらできること

- ●保護者の同意がなくても契約できる …携帯電話の契約、ローンを組む、 クレジットカードをつくる、一人 暮らしの部屋を借りる
- ●10年有効のパスポートを取得する
- ●公認会計士や司法書士、医師免許、 薬剤師免許などの国家資格を取る
- ●男女とも18歳から結婚できる
- ●性同一性障害の人が性別の取り扱い の変更審判を受けられる

- (これまでと変わらないこと)
- ●飲酒をする
- ●喫煙をする
- ●競馬、競輪、オートレース、 競艇の投票券 (馬券など) を買う
- ●養子を迎える

図 成年年齢の引き下げによるおもな変化

おすすめサイト

・法務省 法教育

(https://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html)

・総務省 主権者教育の取組状況等

(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/shukenshakyoiku/index.html)

・全国教室ディベート連盟 過去の論題

(https://nade.jp/koshien/rondai-history/)

専門家の先生

福岡エクレール法律事務所 弁護士 **春田 久美子** 先生

日本弁護士連合会・市民のための法教育委員会委員。 弁護士の学校派遣制度を含む授業支援チームのメンバー。「第67回読売教育賞 社会科教育部門」に おいて、主権者教育の論文が優秀賞を受賞等。



全主権者教育のための授業とは? 春田先生の実践例を教えて!

- ●主権者教育を考える際には、広義と狭義の2 つの意味合いがあることを意識すると分かりや すいでしょう。狭義の主権者教育は、実際の投 票場面を念頭に、投票のやり方やマニフェスト の読み解き方等を学ぶもの、候補者の中からい かに一人にしぼるかをテーマとするものであり、 広義は、**投票行動という判断を行うにあたって** 必要な思考力や判断力を育むものという分類で す。私は広義の主権者教育が重要だと考えます。 自分はいかなる理由・根拠でその人を選ぶのか、 自らの頭で判断し決定するという、投票(行動) 以前の大前提となる力を育むことにこだわって います。そのためには高校生になってからでは 遅く、小中学生のうちからの繰り返し地道な訓 練が必要だと実感しています。文部科学省の報 告でも「小・中学校の段階から指導の充実を図 ることが重要である」と指摘されています。
- ●学校の先生方のお悩みごととして「政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象を扱う」のが難しいという声をよく聞きます。私は、主権者教育は生々しい政治的イシュー(原発、自衛隊、米軍基地など)を必ずしも扱う必要はないと思っています。特に中学生のうちは、あらゆる場面や課題について、難しい問題であってもあくまでも子どもたち自身の頭で考えさせ(思考力)、根拠をもって一定の結論を導き(判断力)、考えた自分の判断や思考過程を他者に伝わるように表現する(表現力)ための訓練が大切です。そのテーマは、生徒たちにとって身近な生活のなかの課題、クラスや学年とし

て解決したいこと、部活動・学校運営に関する こと、さらには地域や日本全体の問題、諸外国 も交えて解決すべき問題など、発達段階に応じ て日常生活のなかに見つけることができます。

●小学生から高校生まで、学年を問わず議論で きる授業例として、『**野良ネコの餌やり、どう** しよう?!』はいかがでしょうか。これは、実 際に起こった裁判例をヒントにした授業で、野 良ネコに餌やりをしている住民が、自分の住む マンションの管理組合から訴えられたという ケースを素材に、人間と動物の共生をテーマと して問題の背景から探り、代替策を具体的に考 えるというものです。まず、教室を法廷のよう に見立て、餌やりに賛成の立場と反対の立場、 さらに中立・公正な立場で判断する3つのグ ループのメンバー数名ずつに前に登場してもら い、原告・被告、裁判官のような型に配置しま す。双方の立場からその理由や根拠をできるだ け多く発表してもらいます。賛成か反対かでは なく、正解が一つに定まらない課題に対して、 議論を通して合意形成に至る過程を学ぶことが 大切です。議論の方法を学ぶには『社会科中 学生の公民』p.57~58が参考になるでしょう。 多様な価値観を認めながらも、どこかの時点で は一定の結論を出さないと前に進めない。その 際、多数決では救われない少数派の立場も配慮 し、誰一人取り残さずによりよい生活環境を実 現するための解決策を考え続けるのが主権者教 育です。為政者を監視しつつ、おかしいと思っ たら小さなことでも声をあげる、そういう主権 者としての眼差しをもった生徒たちを育むため の授業実践を共に積み重ねていきましょう。

*授業展開も含めた本記事の全文は帝国書院ウェブサイトをご覧ください。